

無電柱化の取り組み

令和4年10月17日

国土交通省 関東地方整備局

無電柱化の目的

○無電柱化は、「①防災」、「②安全・快適」、「③景観」の観点から推進

道路の防災性の向上

【地震・津波】



東日本大震災（2011年3月）
⇒電柱倒壊：約56,000本

【竜巻】



竜巻（2013年9月）
⇒電柱倒壊：約50本

【台風】



台風21号（2018年）
⇒電柱倒壊：約1,700本

【台風】



台風15号（2019年）
⇒電柱倒壊：約2,000本

通行空間の 安全性・快適性の確保



良好な景観形成



「無電柱化の推進に関する法律」 概要

目的

(1条)

災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化（※）の推進に関し、基本理念、国の責務等、推進計画の策定等をも定めることにより、施策を総合的・計画的・迅速に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上、国民経済の健全な発展に貢献

（※） 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線（電柱によって支持されるものに限る。以下同じ。）の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することをいう

基本理念

(2条)

1. 国民の理解と関心を深めつつ無電柱化を推進
2. 国・地方公共団体・関係事業者の適切な役割分担
3. 地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に貢献

国の責務等

(3～6条)

1. 国 : 無電柱化に関する施策を策定・実施
2. 地方公共団体 : 地域の状況に応じた施策を策定・実施
3. 事業者 : 道路上の電柱・電線の設置抑制・撤去、技術開発
4. 国民 : 無電柱化への理解と関心を深め、施策に協力

無電柱化推進計画(国土交通大臣)

(7条)

基本的な方針・期間・目標等を定めた無電柱化推進計画を策定・公表
(総務大臣・経済産業大臣等関係行政機関と協議、電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取)

都道府県・市町村無電柱化推進計画

(8条)

都道府県・市町村の無電柱化推進計画の策定・公表（努力義務）
(電気事業者・電気通信事業者の意見を聴取)

無電柱化の推進に関する施策

(9～15条)

1. 広報活動・啓発活動
2. 無電柱化の日（11月10日）
3. 国・地方公共団体による必要な道路占用の禁止・制限等の実施
4. 道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
5. 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
6. 無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
7. 政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を実施

市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策

概要: 令和元年房総半島台風(台風15号)では、既往最大風速を更新する局地的な強風等により約2,000本の電柱が倒壊し、道路閉塞に伴う通行止め等により復旧活動に支障が生じた。
電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路において、道路閉塞等の被害を防止する無電柱化を実施する。

府省庁名: 国土交通省

本対策による達成目標

◆中長期の目標

電柱倒壊による社会的影響が大きい市街地等の緊急輸送道路において、電柱倒壊による道路閉塞を未然に防ぎ、大規模災害時の被害の軽減を図るとともに、救急救命・復旧活動に必要な交通機能を確保する。

・電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路(約20,000km)における無電柱化着手率

現状: 約38%(令和元年度)

中長期の目標: 100%

本対策による達成年次の前倒し

令和44年度 → 令和41年度

◆5年後(令和7年度)の状況

・達成目標: 約52%

・電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路において、新たに延長約2,400kmについて無電柱化に着手する。

◆実施主体

・国、地方自治体、電線管理者

令和元年台風15号による電柱倒壊状況



〔千葉県千葉市稲毛区〕



〔千葉県館山市船形〕

市街地の緊急輸送道路における無電柱化事例

整備前



整備後

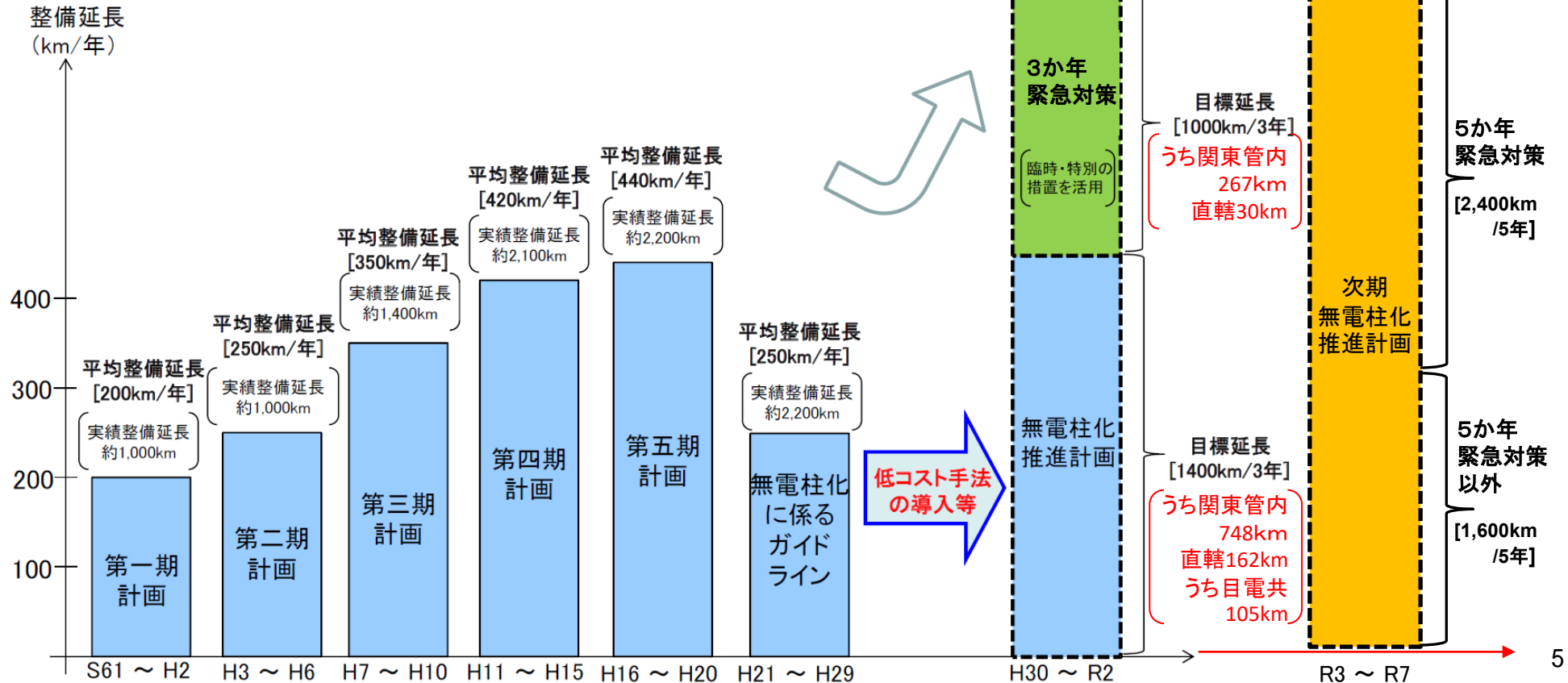


《環状7号線(東京都)》

無電柱化の整備延長の推移

- H30～R2(3年間)は、無電柱化推進計画の約1,400kmに、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の約1,000kmを加えた、計約2,400km(800km/年)について整備を推進。
- R3～R7(5年間)は、次期無電柱化推進計画において、約4,000km(800km/年)の整備を推進予定。そのうち、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策で2,400kmを推進。

【年度毎の無電柱化延長(着手ベース)】

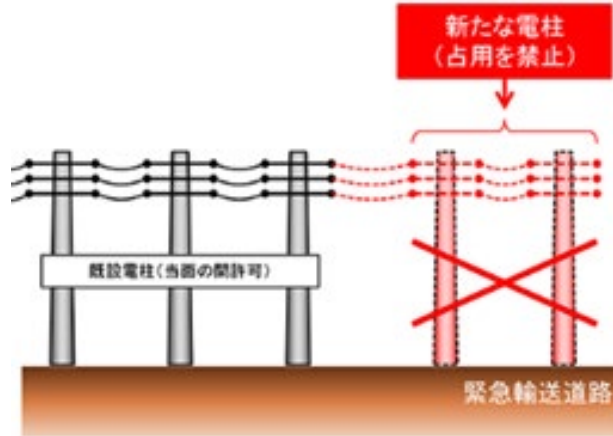


無電柱化（電線共同溝の整備）の近年の取り組み

- 電線共同溝の整備区間の緊急輸送道路については、電柱の新設を禁止
- 沿道区域での設置で道路閉鎖の可能性のあるものは届出と必要に応じ勧告
- 一層のコスト縮減や整備のスピードアップを図るため、埋設深さの基準を緩和
- 緊急輸送道路での無電柱化について参画企業の物件について税制優遇

<近年の取り組み>

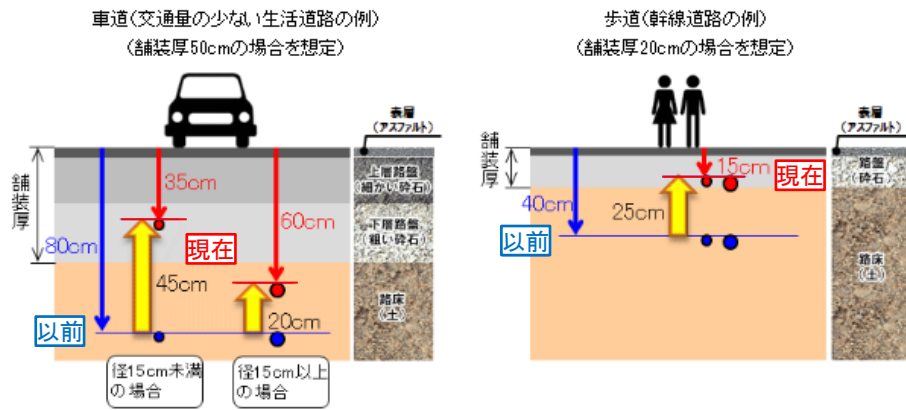
①緊急輸送道路の電柱の新設を禁止



②緊急輸送道路の沿道区域において、道路閉鎖の可能性のある電柱の設置で道路管理に届出、必要に応じて勧告



③埋設深さの基準を緩和



④緊急輸送道路での無電柱化への税制優遇

